

| | |
|--|---|
| 監査対象機関 | 教育庁 社会教育課 |
| 監査対象期間 | 平成30年度 |
| 監査実施日 | 令和元年7月9日、8月19日 |
| 監査の結果 | 講じた措置 |
| <p>(指導事項) 2件 (収入1、財産1)</p> <p>1) 山梨ことぶき勸学院学習費(過年度分)に、710,000円の収入未済があった。</p> | <p>1) (発生日の検証結果) 収入未済になっている710,000円については、山梨ことぶき勸学院の基本学習費として県に納入するため岐阜教育事務所で保管していた現金が亡失したものであり、平成23年5月31日に同所から日下部警察署に被害届を提出し、警察による捜査が行われてきた。(今後の対応策等) 平成30年4月21日に刑事事件の公訴時効が到来し、犯人の特定が困難になった。本件は私法上の債権であるため、民法上の時効到来をもって不納欠損処理する方向で関係課との協議を行う予定である。「山梨県債権回収及び処理マニュアル」に従い、時効の管理等に注意して業務を行う。</p> <p>2) (発生日の検証結果) 職員の認識不足による。 (今後の対応策等) 指導後直ちに許可指令書を変更した。今後は、公有財産事務取扱規則等の関係法令に留意し、再発防止に努めるとともに、事務担当者が人事異動で交代してもわかるように、事務引継書の中で留意点として明記する。</p> |
| <p>2) 行政財産の目的外使用許可において、許可期間が1年を超えている場合には、許可指令書に使用料改定の規定を付け加えることとされているが、規定されていないものがあった。</p> | |

| | |
|---|--|
| 監査対象機関 | 教育庁 スポーツ健康課 |
| 監査対象期間 | 平成30年度 |
| 監査実施日 | 令和元年7月11日、8月19日 |
| 監査の結果 | 講じた措置 |
| <p>(指導事項) 1件 (財産1)</p> <p>1) 公有財産事務取扱規則第50条に規定する次の移動報告が行われていなかった。 ①土地の分筆作業に伴う地番と地積の変更 ②境川自転車競技場敷地用地のための土地貸付期間の更新</p> | <p>1) (発生日の検証結果) 公有財産の移動等に合わせて、移動報告を行うことを担当者が認識していなかった。(今後の対応策等) 直ちに移動報告を行った。 今後は、公有財産に移動等があった場合には、移動報告を速やかに行うことを課内に周知徹底すると共に、公有財産の管理を分掌する担当者及び担当補佐の引継書に明記することとし、再発防止に努める。</p> |

| | |
|--------|---------------------|
| 監査対象機関 | 議会事務局 |
| 監査対象期間 | 平成30年度 |
| 監査実施日 | 令和元年8月6日、8月8日、8月23日 |
| 監査の結果 | 講じた措置 |

| | |
|--|---|
| <p>(指導事項) 2件 (収入1、給与1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 ①政務調査費返還金 過年度分 先数 1件 1,484,250円 ②政務活動費返還金に係る延滞金 平成30年度分 先数 1件 4,056円</p> | <p>1) (発生日の検証結果) 平成23年度及び24年度の政務調査費の返還を求めたもので、収入未済となっているもの。 随時返還する旨の申し出があったが、返還をより確実にするため、納付者を訪れ、債権債務の確認を行うとともに、書面により返還計画書を徴した。 この際に徴した返還計画においては、平成30年6月以降、平成31年8月まで、毎月5万円を、その後は、毎月10万円を支払うこととしており、ほぼ返還計画どおり支払いが行われている。 (今後の対応策等) 納付者の現状を考慮すると、一括して全額の支払いを求めるとは難しいものと思量されることから、毎月の支払額は少額であるものの、返還計画に基づき、毎月、遅滞なく継続して支払いがなされるよう、納付者とも適宜連絡をとるなど、今後もきめ細かな債権管理を行い、収入未済の解消に向けて取り組む。</p> <p>2) (発生日の検証結果) 本件は年度の切替のタイミングと同時に支給額の改定がなされた案件であり、平成29年度から平成30年度への人事異動の際に、新旧の担当者間で適切に引継ぎがなされなかったことが原因と考えられる。 (今後の対応策等) 改定後の支給額を受給者台帳に記入するとともに、本改定作業について担当内での周知徹底を図り、また、今後の人事異動の際には適切な引継ぎがなされるよう取り組んでいく。</p> |
|--|---|

| | |
|--|--|
| 監査対象機関 | 警察本部 |
| 監査対象期間 | 平成30年度 |
| 監査実施日 | 令和元年7月24日～25日、8月7日、8月23日 |
| 監査の結果 | 講じた措置 |
| <p>(指導事項) 1件 (収入1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 ①放置違反金</p> | <p>1) (今後の対応策等) 継続的に滞納処分を視野に入れた所在調査、電話、臨戸等を行い徴収に努めた結果、</p> |

| | |
|--|--|
| <p>通年度分 先数 2件 33,000円 ②放置遺反金に係る延滞金 通年度分 先数 1件 2,500円</p> | <p>放置遺反金1件18,000円が納付された。また、債務者が出国したまま未納付となっていた放置遺反金1件15,000円については、令和元年5月21日に時効が完成し、不納欠損処理を行った。 今後もし引き続き、未納付者への催促、各種調査等を実施し未収金の早期回収に努める。</p> |
|--|--|

| | |
|---|--|
| <p>2 行政監査</p> <p>(1) 監査のテーマ 物品の管理について (芸術品・歴史科学等資料)</p> <p>(2) 監査対象機関、監査実施期間及び監査の結果は、令和元年11月15日発行 (山梨県公報号外第三十三号) 山梨県監査委員告示第8号のとおり</p> <p>(3) 監査の結果に基づく措置状況</p> <p>意見</p> <p>(1) 県が保有する文化財(天然記念物)の管理について(学術文化財課)</p> <p>学術文化財課で保管しているツキヒガイ化石他について、現物の数量が備品原簿上の数量より少なく、所在不明となっていた。 所在不明となっているツキヒガイ化石他については、現有する化石と合わせて、県の天然記念物に指定されている文化財である。財務規則では「物品は、良好な状態で常に使用又は処分をすることができるよう保管しなければならない。」と規定され、運用通知では「備品が良好な状態で使用されていること及び適切に管理されていることを確認するため、課長及びびかい長は帳簿に登録されているものと現物を照合し、報告すること。」とされている。 所在不明となっている化石については、現品確認が適切に行われていれば、早い段階での対応が可能であったと考えられる。 物品の照合点検及び現品確認は、物品管理における基本であり、その重要性を改めて認識し、保管物品と帳簿の照合及び点検を適切に実施する必要がある。 また、当該化石37点のうち数点の化石について私人等に貸し付けられていたとのことであるが、物品の貸付けの書類等が確認できなかった。 物品の貸付け手続きについては、財務規則に規定されており、県の保管する物品を県以外の第三者等に貸し付ける場合には、規則で定める手続きに従って行う必要がある。 文化財等の重要な物品は、県民共有の貴重な財産であることから、通常の備品より一層の厳正な管理を要するものである。 今後は、所在不明の化石についてさらに調査を進め、所在を確認するとともに、事案の発生原因を検証し、現品確認におけるチェック体制の不備の改善や管理体制の整った保管</p> | <p>講じた措置</p> <p>(発生原因の検証結果) 当該備品は、平成6年に県に寄贈されたものであるが、寄贈の手続きにおいて、台帳記載などが適切に行われなかったため、全てが学術文化財課に引き渡されていないにもかかわらず、その状況が把握できないまま今日に至ったものと思われる。 不足する事実には、早い段階で対応できなかったのは、毎年行っている備品の現品確認の際に、箱に収容されている備品全てについて梱包を解いて個別に確認すべきところこれを怠っていたこと、また、現品確認とは別の機会に、当該備品の調査が行われた記録が確認できたが、課内での情報共有や引き継ぎが行われず、組織的な対応がとられていなかったことなどが考えられる。</p> <p>(今後の対応策等) 他都道府県や県内市町村、県内博物館施設、県内公立高校や、大学等に所在不明の化石に関する情報提供を依頼するとともに、県民に事実を公表し、広く協力を求めた。この結果、所在不明となっていた化石7点のうち、1点の所在は確認され、令和元年度未現在で所在不明となっている化石は6点となったが、引き続き所在確認に努める。 また、現存する化石(備品)については、令和2年2月20日に全てを、県立博物館に保管転換しており、今後はより適正な管理下において保管するとともに、公開活用</p> |
|---|--|

場所の検討など再発防止策を講じ、適切な管理体制を早急に確立されたい。

(2) 主要備品である芸術品等の適切な管理について (県土整備総務課)

県土整備総務課の備品原簿に登載されている模型について、出先機関と重複して備品原簿に登載されているものがあった。

この模型は取得価格が高額で主要備品原簿にも登載されており、現物には県土整備総務課の備品シールと出先機関の備品シールが貼付されていた。

主要備品は高額で重要な備品であり、通常の備品より一層の厳正な管理を要するものであることから、この事案の経緯について詳細に調査し、財務規則等に従って適正に処理するとともに、発生原因を検証し、現品確認におけるチェック体制の不備を改善するなど、県民共有の貴重な財産である芸術品等の適切な管理に努められたい。

める。
なお、博物館が貸し出しを行う際には、文化財保護法、財務規則に沿った取扱いに留意するよう求めたい。

(発生原因の検証結果)

平成10年度に組織改編が行われ、その際に同備品について保管転換が行われたが、事務処理が適切に処理されず、二重登録となったと考えられる。

(今後の対応策等)

重複して備品原簿に登載されている模型については、物品返納及び棄却処理を行い、貼付していた備品シールを剥がした。今後は、同様の事案が発生しないよう、備品の現品確認の実施、保管転換など適正な事務処理に努める。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番